

警 察 署 協 議 会 会 議 録

小郡警察署協議会

開催年月日時	令和7年11月17日 午前10時15分から 令和7年11月17日 午前11時45分まで	
開催場所	小郡自動車学校（教場及び教習コース）	
出席者	警察署協議会	会長以下委員6名
	警察署	署長 総務課長、刑事課長 交通課長、警備課長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶】 署長以下署員の皆様には、いつも小郡市と大刀洗町の安心安全のために業務に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。 本日は、小郡市所在の日本語学校の留学生に対する防犯指導や日本の交通ルール指導、自転車の実技講習などを実施する予定である。 近年、外国人居住者が増加する中、治安維持に関して懸念しているところであり、小郡市民、大刀洗町民と外国人が共存していくためにも、この協議会が、実りあるものになることを願っている。</p> <p>【治安情勢等説明】</p> <p>1 自転車に関する新制度（交通反則通告（青切符）制度）について（交通課長）</p> <p>(1) 自転車の基本的な交通ルール（自転車安全利用五則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 車道が原則、左側を通行、補導は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用 <p>(2) 自転車の指導取締りの基本的な考え方 ～自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を実施～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反自体が悪質・危険なもの <ul style="list-style-type: none"> ・刑事手続によって処理される重大な違反（刑事手続き） ・反則行為の中で重大事故につながるおそれの高い違反（青切符） ○ 違反態様が悪質・危険なもの <ul style="list-style-type: none"> ・違反により実際に交通事故を発生させたとき（刑事手続き） ・違反の結果、実際に交通の危険が発生し事故の危険が発生（青切符） ・違反を指導警告されているにもかかわらずあえて違反した（青切符） 		

議 事 概 要

2 犯罪被害者等支援について（総務第二係長）

- 警察が行う犯罪被害者等支援
捜査に関する説明等、各種支援制度の説明・手続き補助 など
- 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」
Tel 092-632-7830（福岡県警女性臨床心理士対応）
- 性犯罪被害相談電話
シャブハートさん
Tel #8103（発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪相談窓口）
- 犯罪被害者・支援者のためのポータルサイト（警察庁ウェブサイト）
「ギュっとCH（チャンネル）」の新設（令和7年6月20日開設）

【意見・要望及び質疑応答】

- 1 委員から「自転車への交通反則通告制度はすでに施行されているのか。」との質疑があり、交通課長から「本制度の導入は令和8年4月1日からである。」との回答があった。
- 2 委員から「電動キックボードの公道における取り扱いについて教えて欲しい。」との要望があり、交通課長から「令和5年7月1日から、原動機付自転車は、「一般原動機付自転車（スクーターなど従来の原付バイク）」と新区分の「特定小型原動機付自転車」に区分され、基準を満たした電動キックボードは特定小型原動機付自転車として扱われ、交通反則通告（青切符）制度の対象となる。
- 3 委員から「青切符制度が始まることについて、対象者となる高校生に対する指導教養は実施しているのか。」との質疑があり、交通課長から「管内の各高校に対して、青切符制度を含む自転車の安全利用について、継続的な指導教養を実施する予定である。」との回答があった。
- 4 委員から「自転車乗車時のヘルメット着用については現在努力義務であるが、今後切符制度の対象となるのか。」との質疑があり、交通課長から「現在ヘルメットは切符制度の対象外であり、今後の法制については現時点未定である。」との回答があった。

【外国人留学生に対する防犯指導、交通ルール指導及び自転車実技講習の見学】

【閉会】